

総務文教常任委員会所管事務調査報告書

1. はじめに

令和元年6月定例会月議会において、市長は所信表明の中で、自身が掲げる基本目標、「生涯住み続けたいまち 大阪狭山市」を実現するために、「生活安心」を最優先の政策課題として「子育て」のさらなる充実に努め、子育て先進都市をめざしていくことが示されました。

また、昨年6月定例会月議会における所信表明においても、引き続き「子育て先進都市」をめざすとして、妊娠、出産、子育てに至るまで、妊婦や子育て家庭に寄り添った支援を行うため、伴走型による切れ目のない支援をはじめ、妊産婦や子ども・保護者を総合的に支える「こども家庭センター」を新たな機能として設置することが表明されました。

市立子育て支援・世代間交流センター「UPっぷ」の開設から5年が経過し、本市の子育て支援に係る環境の変化や現状を把握するため、本委員会では本年度の所管事務調査として「子育て支援のさらなる充実に向けて」をテーマに設定し、市立子育て支援センター「ぼっぼえん」とUPっぷの現状、今年度から設置したこども家庭センターの状況等について調査・検討しましたので、その結果について報告します。

2. 現状の把握

本調査を実施するにあたって、次のような観点で現地調査を実施することを決定し、令和6年8月9日にぼっぼえん及びUPっぷにて、子育て支援に関する事業の実施状況や、同年4月に設置されたこども家庭センターについて、担当者から説明を受けました。

○ぼっぼえん及びUPっぷにおける事業の実施状況について

- ・ぼっぼえんとUPっぷの連携について

○こども家庭センターについて

- ・児童福祉と母子保健の連携について
- ・関係機関との連携について

3. 調査・検討結果

令和6年8月9日の現地調査等に基づいて協議・検討し、現状の理解を深めることとしました。

○こども家庭センターの機能と子育て支援施設等との連携について

こども家庭センターの機能として、児童福祉機能と母子保健機能があります。児童福祉機能は、主にUPっぷにおいて子どもや家庭に関する相談対応を担っており、特に児童虐待の対応については、要保護児童対策地域協議会（大阪狭山市子どもネットワーク協議会）の事務局としての役割も担っています。母子保健機能は、主に保健センターにおいて妊婦や就学前の子どもがいる家庭に関する相談を担っており、健康面から子どもたちの健やかな育ちを支援しています。

また、各子育て支援施設等との連携体制については、日頃から顔の見える関係を重要としており、できる限り担当者が直接会って情報交換がされています。児童福祉と母子保健が連携して合同ケース会議を定期的に行われているほか、統括支援員が保健センターの所内会議に参加し意見を交換することや、児童福祉と母子保健の担当者が一緒に対象者宅を訪問することで、それぞれの専門性を生かした対応ができるよう努められています。市役所庁舎におけるこども家庭支援グループの相談員においては、児童手当等の手続に来られた際での相談や、庁内の他部局との連携調整を担っています。

○相談・支援体制について

現在、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、助産師等を配置し、子どもや家庭に関する相談全般に対応しています。また、重度の児童虐待案件やDV相談など、より専門的な支援が必要な場合には、大阪府富田林子ども家庭センターや広報広聴・人権啓発グループなどの関係機関につながっています。

児童福祉における相談件数について、令和6年4月分から8月分までの受付の延べ件数は1,681件で、うち児童虐待相談が1,140件（68%）、発達障がい等相談が33件（2%）で、児童虐待の相談が最多となっており、令和6年度については、保健相談（精神疾患を含む疾患の相談）と育児・しつけに関する相談が増加しています。

○児童虐待や貧困、ヤングケアラーなどの早期発見のための体制について

本市子どもネットワーク協議会において、本市の関係部局以外に黒山警察署、富

田林子ども家庭センター、民生委員児童委員協議会、市医師会、小中学校、公立・民間のこども園などが参画しており、相互の情報共有、情報連携が行われています。

また、小中学校、保育所・認定こども園等に対しては、気を付けて見るべきポイントや対応方法を記した「大阪狭山市児童虐待防止マニュアル」を配付するとともに、園長会や教頭会において共通理解が得られるよう努められています。

児童虐待に関する理解を深めることを目的に、令和6年11月の「秋のこどもまんなか月間」に合わせて、市広報誌への掲載や市役所玄関での啓発パネルの展示が行われるとともに、子ども自身の気付きにつながるよう、市立小学校の1年生に対して児童虐待対応ダイヤル「189」やこども家庭センターの連絡先を記載した「SOSカード」の配布を行い、市民や児童への啓発や周知に努められています。ヤングケアラーに関しては、子ども・若者育成支援推進法が改正されたことにより、状況を把握することとされたため、定期的の実態調査を実施するための調査方法について検討がされています。

○こども家庭センターにおけるサポートプランの作成について

サポートプラン作成については、対象者から相談があった場合と、相談はないが支援が必要だと判断される場合に分けられます。

相談があった場合は、対象者とこども家庭センターの職員が、対象者（子どもとその保護者）の意向を踏まえた支援の計画を作成します。一方、対象者からの相談はないが支援が必要だと判断される場合は、対象者自身が支援の必要性について認識を持てるよう働きかけ、こども家庭センターにおいて支援の計画を作成します。また、児童福祉機能と母子保健機能の双方の支援が必要となる場合は、合同ケース会議にて協議を行い、支援の計画を作成します。

合同ケース会議については、統括支援員が令和6年4月から毎月開催し、こども家庭支援グループと健康推進グループの担当者が参加しており、支援方針の検討や支援の計画の作成が行われています。

令和6年10月末までの支援の計画の作成件数は、延べ107件で、妊婦が13件、乳幼児が70件、小学生以上が24件と、全体の約65%が乳幼児となっています。

※サポートプランとは、支援の必要性が高い妊産婦・子ども及びその家庭を中心に、当該支援対象者の課題と解決のため当事者ニーズに沿った支援方針を作成

する過程で、支援対象者自身が自らの課題と得られる支援内容を理解し、円滑に支援を受け、状況の変化に応じた支援内容の見直しをすること、また、支援対象者に関わる関係者が支援内容等を共有し、効果的な支援を実施するためのもの（こども家庭センターガイドラインより抜粋）

○子育て世帯訪問支援事業について

子育て世帯訪問支援事業については、支援内容や委託料、利用者負担金などの制度設計に関する調整を行われてきており、令和7年1月から業務委託により実施されています。

家事支援については、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における居宅介護事業所や介護保険法における訪問介護事業所に業務を委託し、育児・養育支援については、認定子育てサポーターやファミリー・サポート・センターの協力会員等による実施が予定されています。

今後は、訪問支援員に対する研修や事業者との業務委託を進め、事業の開始にあたっては市広報誌やホームページ等による周知に努められるとのことです。

4. まとめ

社会環境がめまぐるしく変化する中で、子どもを取り巻く環境についても日々変化し続けています。令和6年4月分から8月分までの児童福祉における相談件数のうち約7割が児童虐待に関する相談で、育児・しつけに関する相談についても増加しているとのことです。また、支援の計画の作成についても、同年10月末までの件数の約7割が乳幼児に関するものとのことです。「子育て先進都市」をめざす本市において、さらなる子育て環境の充実を、スピード感をもって推し進める必要があると思われます。

令和6年4月に設置したこども家庭センターについては、妊娠出産時期から各家庭の実情を把握し、課題のある家庭に対して、子育て支援と母子保健が一体となって必要な支援を行うことが役割とされているところです。本市においては、庁内の児童福祉部局と母子保健部局が連携され、さらには、本市子どもネットワーク協議会において、庁内関係部局以外にも、さまざまな関係機関が参画され相互の情報の共有、連携に努められているとのことでした。

しかしながら、先に述べた相談件数の内訳のとおり、児童虐待、育児・しつけに

課題を持つ割合が高く、相談ができていないケースを想定すると相当数にのぼることが考えられます。一方で、相談件数が増えているということは、相談しやすい環境にあるとも考えることができますが、いずれにしても、相談に至るまでのサポートを必要とされている方はさらにいると思われまます。児童福祉法により、こども家庭センターを補完する「地域子育て相談機関」の設置が努力義務化されており、本市においても中学校区に1箇所を目安とすることで、すべての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる体制を整備し、相談機能の充実を図っていきたくのことでした。こうした点で、現在のUPっぷやぽっぽえんの役割も非常に重要なものになると考えています。悩みや不安を抱える前に手を差し伸べるものとして、UPっぷやぽっぽえんがその役割の一端を担っているところですが、UPっぷについては駐車場が手狭に感じたり、ぽっぽえんについては施設の老朽化が進んでいたり、それぞれが工夫を凝らして運用されていることは現地調査によって明らかとなりましたが、より訪れやすくなるための環境の改善も必要と考えます。

今後、本市においては公共施設再配置方針により、それに沿った計画に基づいて事業が実施されていきます。保健センターについては複合施設化が、また、ぽっぽえんについては他の施設との複合化を含めて施設や機能のあり方について検討されることとなっています。市内における児童福祉部局と母子保健部局の連携体制は構築されており、これによるワンストップ型の相談体制は敷かれています。より速やかな支援や対応が可能となるよう、さらなる充実に努め、この連携体制は維持しながら、本来のワンストップ相談体制が整備・構築されるよう提案します。

事業等に係る周知については、市広報誌やホームページにより情報発信に努められているとのことですが、必要な方に情報が行き届くよう、さらなる充実に努めていただきたい。

以上、総務文教常任委員会としての調査結果に基づき、市長に対し提言いただくよう特段のご配慮をお願いします。

総務文教常任委員会 所管事務調査 協議・検討状況

日 程	内 容
令和6年 6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・調査テーマ及び調査内容等の検討及び決定 ・現地調査の検討
7月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な調査項目、今後の進め方の検討
8月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査（市立子育て支援センター「ぽっぽえん」、市立子育て支援・世代間交流センター「UPっふ」及びこども家庭センター）の実施
10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察に基づいた各委員からの意見・提案等の取りまとめ
11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・当局へ資料要求
令和7年 2月 4日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の検討及び決定

総務文教常任委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 会 派
委 員 長	西 野 滋 胤	大阪維新の会
副委員長	池 永 裕 樹	共創みらい
委 員	北 好 雄	公明党
委 員	鳥 山 健	共創みらい
委 員	中 野 学	大阪維新の会
委 員	深 江 容 子	日本共産党議員団
委 員	山 本 尚 生	政風クラブ